

山梨県公報

号外第十二号

平成二十二年

三月十日

水曜日

目次

規則

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	一
山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	九
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理 条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	九
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置 及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	九
道路交通法第五十一条第十六項に基づき運転者等が納付すべき金額を定め る規則の一部を改正する規則	九

規則

山梨県規則第四号

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月十日

山梨県知事 横内正明

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第二十二号)の
一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(重要事項説明書)

第三条 知事は、条例第五条第一項に規定する加入の申込みの際し、当該申込みをしよ
うとする者に対し保険法(平成二十年法律第五十六号)第三十七条に規定する告知事
項その他の重要な事項について書面により通知するものとする。

第四条中「申込者告知書」を「申込者(被保険者)告知書」に改める。

第七条第一項第一号ウ中「心身障害者」の下に、「(加入申込書に記載されている者に
限る。)」を加える。

第十条の二第二項中「脱退一時金給付請求却下通知書」を「脱退一時金(加算額)不

支給決定通知書」に改める。
第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

加入等申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(加入申込者)

氏 名

印

山梨県心身障害者扶養共済条例に基づき、山梨県心身障害者扶養共済制度へ（加入・口数追加）
したいので、次の心身障害者につき関係書類を添えて申し込みます。

加入等申込者	(ふりがな) 氏名	男 女	生年月日 年 月 日
	住所		心身障害者との続柄
心身障害者※	(ふりがな) 氏名	男 女	生年月日 年 月 日
口数追加		する ・ しない	
現在共済制度に加入の有無		有(加入番号)・無	

	従前の 地方公共団体名	加入番号	加入年月日(口数追加)
他制度からの 転入者の記載欄			年 月 日(年 月 日)
			年 月 日(年 月 日)

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
 - 2 申込者（被保険者）告知書
 - 3 障害の種類及び程度を証明する書類
 - 4 年金管理者指定届書
- (注) 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付して下さい。

確認印	
「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	印

第2号様式(第4条関係)

生保記入欄
自治体コード 加入番号

申込者(被保険者)告知書

(心身障害者扶養共済制度)

都道府県・指定都市記載欄
① ② ③
一口目加入 二口目加入 1と2の同時加入

知事(市長)殿

・[重要事項のご説明]の内容(個人情報の取扱いを含む)を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意のうえ、署名・押印しました。
・下記の事項は事実と相違ありません。

告知日(記入日) 平成 年 月 日 *告知書有効期限は、加入希望月の2ヶ月以内
申込(加入)にあたって
フリガナ
申込者氏名
心身障害者氏名
障害の種類・程度

申込者の告知(心身障害者にかかる告知ではありません)

最近の健康状態
過去5年以内の健康状態
身体的障害
①最近3ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
②過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
③過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
④過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
⑤現在身体に障害はありますか。

【詳細記入欄】

上記①~④に「はい」があった場合には、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。その内容が「高血圧症(※1)」・「糖尿病(※2)」の場合は、数値等も記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。

「はい」をつけた該当番号
病気やけがの名前・検査結果
診察・検査・治療・投薬を受けた期間
入院の有無・期間
手術の有無(手術の名前、または内容・部位)
症状経過
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名
(※1)高血圧症の場合は記入してください
(※2)糖尿病の場合は記入してください

生保記入欄

第七号様式及び第七号様式の二を次のように改める。

第7号様式（第4条関係）

(表面)

加入番号	
------	--

山梨県心身障害者扶養共済制度
加入証書

加入者
氏名

あなたは、山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和45年山梨県条例第4号）に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

山梨県知事

加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込期間		年 月 ~ 年 月

(裏面)

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。もし、この証書を破つたり、汚したり、又は亡くしたときは、新しい証書を交付しますから、申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。もし、掛金を3箇月以上滞納しますと、脱退として取り扱う場合がありますからご承知ください。
- 3 加入者が死亡し、又は身体に著しい障害を有する状態となつたときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が共済制度加入の際提出した書類に不実の記載があつた場合又は加入者の死亡若しくは身体に著しい障害を有する状態が加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますのでご承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に亡くなつたときには、加入者に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します(2により脱退として取り扱われた場合を除きます。)
- 7 加入者が20年以上継続して共済制度に加入し、かつ、65歳になつてから最初に到来する加入月の応答月以降は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金や年金の額について、条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定したり、変更したとき。
 - (4) 掛金が納められなくなつたとき。 など
- 10 その他、この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」をご確認ください。
- 11 その他、この制度についてお尋ねのときは、市町村又は県の障害福祉課にお問い合わせください。

第7号様式の2（第4条関係）

(表面)

加入番号

山梨県心身障害者扶養共済制度
口数追加証書

加入者
氏名

あなたは、山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和45年山梨県条例第4号）に基づき、心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

山梨県知事

加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込期間		年 月 ~ 年 月

(裏面)

- 1 この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。もし、この証書を破つたり、汚したり、又は亡くしたときは、新しい証書を交付しますから、申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。もし、掛金を3箇月以上滞納しますと、脱退として取り扱う場合がありますからご承知ください。
- 3 加入者が死亡し、又は身体に著しい障害を有する状態となつたときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が口数追加の際提出した書類に不実の記載があつた場合、又は加入者の死亡若しくは身体に著しい障害を有する状態が、加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますのでご承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に亡くなつたときには、加入者に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します(2により脱退として取り扱われた場合を除きます。)
- 7 口数追加が20年以上継続し、かつ、加入者が65歳になつてから最初に到来する追加月の応答月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金や年金の額について、条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定したり、変更したとき。
 - (4) 掛金が納められなくなつたとき。 など
- 10 その他、この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」をご確認ください。
- 11 その他、この制度についてお尋ねのときは、市町村又は県の障害福祉課にお問い合わせください。

第十五号様式中「第15号様式」を「第15号様式(第7条関係)」に、「母体交付請求却下通知書」を「母金(加算額)不交付決定通知書」に改める。
第二十一号様式中「第21号様式」を「第21号様式(第10条関係)」に、「母体交付請求却下通知書」を「母体金(加算額)不交付決定通知書」に改める。
第二十四号様式中「迅速一時金交付請求却下通知書」を「迅速一時金(加算額)不交付決定通知書」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条、第四条、第一号様式及び第二号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定(第十条の二、第十五号様式、第二十一号様式及び第二十四号様式の規定を除く。)は、平成二十二年四月一日以後に心身障害者扶養共済制度に加入し、又は口数追加をする者について適用し、同日前に心身障害者扶養共済制度に加入し、又は口数追加をした者については、なお従前の例による。

山梨県規則第五号

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。
第六条第二号中「第十三条第三項又は第十四条第三項」を「第二十条第三項又は第二十一条第三項」に改め、同条第四号中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。
平成二十二年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第二十七号)の施行期日は、平成二十二年三月二十六日とする。

山梨県規則第七号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十一年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条のうち山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第二十六条を第三十四条とし、第二十五条の次に八条を加える改正規定中第三十条第一項を次のように改める。

- 条例第六十一条の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 使用者が生活保護法による保護を受けている場合
 - 二 駐車しようとする自動車名山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二の規定により自動車税を減免されている場合
 - 三 駐車しようとする自動車が、身体障害者等(身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。)のために使用するものとして市町村の条例により軽自動車税を減免されている場合
 - 四 その他前三号に準ずる特別の事情がある場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第八号

道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事 横 内 正 明

道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則（昭和六十一年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表第一号中「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」を、「第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月十九日から施行する。